

退職慰労金 請求書

退職特別給付金

一般財団法人長崎県教職員互助組合理事長 様

下記のとおり請求します。

請求日 年 月 日

所属名					
組合員番号	0				
	氏名	(フリガナ)			
互助加入年月日	年	月	日	退職年月日	年 月 日
退職理由 (数字に○)	1. 普通退職 (定年・勤奨・自己都合等)		2. 異動に伴う転出 (割愛退職)		
退職慰労金受取口座 (数字に○)	1. 現職時の給付金受取口座(※)に振込を希望します。 ※療養費などの各種給付金が振り込まれていた口座です。				
	2. 下記口座に振込を希望します。(本人名義口座のみ可) ※可能な限り、十八親和銀行を指定ください。				
※ゆうちょ銀行は指定できません					本店・支店
銀行・労働金庫・農協・信用金庫・信用組合					普通
退職後の住所	〒				※給付金決定通知書等を送付するので、マンション名・部屋番号までご記入ください。
連絡先 (TEL)					※記載事項に不備があった場合には、連絡をすることがありますので、なるべく日中に連絡がとれる電話番号をご記入ください。

※受取口座は、なるべく1年間は解約などの手続きを行わない銀行口座を記入してください。

※貸付未償還金並びに退職互助部一時払掛金がある方は、特に申し出がない限り退職慰労金から差し引きます。

◎組合員が結婚することなく、かつ在会25年以上で退職するとき、退職特別給付金を請求できます。

退職特別給付金 (20,000円)	<input checked="" type="radio"/> 該当する <input type="radio"/> 該当しない
----------------------	---

※退職特別給付金は、現職時の給付金受取口座にお振込みします。

※退職時に結婚している方、在会中に「結婚祝金」の給付を受けた方は退職特別給付金の対象外です。

(提出不要ページ)

添付書類	・ 不要
------	------

事業名	事業内容	算 定 方 法
退職慰労金	組合員が、退職等でその資格を喪失したとき給付します。	互助組合加入から退職までの期間により算定します。
退職特別給付金	結婚することなく、在会25年以上で退職したとき給付します。(死亡退職は除く)	20,000円

請 求 書 提 出 先 / お 問 合 せ 先

〒850-8566
長崎市尾上町3番1号 県教育庁福利厚生室内

一般財団法人長崎県教職員互助組合 宛

TEL:095-824-4721